

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成26年11月7日（平成26年（行情）諮問第599号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第422号）

事件名：秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議に関して行政文書
ファイル等につづられている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議』に関して外務省が行政文書ファイル等につづっている文書の全て。*特定記事で紹介されている資料を希望しておりますが、他にも関連文書があればその全てを請求対象と致します。**『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の6文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であるが、報告書案への外務省意見に係る決裁書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

文書1 第1回秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会合（記録）

文書2 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第2回）

文書3 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第3回）

文書4 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第4回）

文書5 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第5回）

文書6 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第6回）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成26年6月9日付け情報公開第01269号により外務大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び他の文書の特定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) テーマの重要性を鑑みると、更に関連文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

外務省は、本件請求文書の開示請求に対して本件対象文書を特定した上で、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号の不開示情報に該当することから、原処分を行った。

(2) 不開示情報該当性について

ア 別表の番号1欄により不開示とした部分については、情報防護担当の課長級以下の職員の氏名及びその内線番号であり、公にすることにより、政府の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、法5条6号により不開示とした。

イ 別表の番号2欄により不開示とした部分については、有識者会議の議事録に記載されている有識者名であり、公にすることにより、個々の有識者がどのような発言を行ったかが明らかとなり、当該有識者の権利を害するおそれがあるとともに、有識者との信頼関係が損なわれ、政府の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、法5条1号及び6号により不開示とした。

ウ 別表の番号3欄により不開示とした部分については、法律成立後も、重層的、連続的に検討されている情報保全全般に関する率直な意見の記載部分であり、公にすることにより、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を生じさせるおそれや、有識者による率直な意見の表明が不当に損なわれ、政府における会議の運営等に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条5号及び6号により不開示とした。

エ 別表の番号4欄により不開示とした部分については、現行の秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容の記載部分であり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号により不開示とした。

オ 別表の番号5欄による不開示部分については、諸外国におけるセキュリティ・クリアランス制度の概要のうち、当該国が公表していないセキュリティ・クリアランス制度の具体的内容であり、公にすることにより、当該国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、法5条3号及び6号により不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである」旨主張する。しかしながら、不開示部分の特定については、上記2のとおり法5条に基づき適正に行われており、

異議申立人の主張には理由がなく、原決定で不開示とした部分を開示することは妥当ではない。

イ 異議申立人は、「テーマの重要性に鑑みると、更に関連文書が存在するものと思料されるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」旨主張する。しかしながら、該当する行政文書は、平成23年1月から6月まで6回にわたり開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」において配布された資料及びそれぞれの会議後に当省が作成した記録が全てであり、他に該当する行政文書は存在しない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 補充理由説明書 1

別紙の不開示部分については、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから開示することとする。

(2) 補充理由説明書 2

補充理由説明書 1 における、文書 6 の開示可能な部分に係る記述については「2 頁及び 3 頁（ただし、左端括弧内及び 2 頁の 3 2 行目の右から 1 文字、3 3 行目の左から 3 文字を除く不開示部分）」に訂正する。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------------|
| ① | 平成 26 年 1 月 7 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月 1 7 日 | 審議 |
| ④ | 平成 28 年 6 月 2 7 日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年 7 月 1 4 日 | 諮問庁から補充理由説明書 1 を收受 |
| ⑥ | 同年 9 月 6 日 | 審議 |
| ⑦ | 同月 1 6 日 | 諮問庁から補充理由説明書 2 を收受 |
| ⑧ | 同年 1 0 月 1 7 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（以下「本件会議」という。）の第 1 回会合ないし第 6 回会合の概要を記録した報告・供覧文書及び各会合における配布資料である。

異議申立人は、「テーマの重要性に鑑みると、更に関連文書が存在するものと思料される」などと主張し、原処分取消し及び文書の再特定を求

めており、諮問庁は、本件対象文書の不開示部分について上記第3の2に掲げる部分（別紙）は開示するが、その余の部分については法5条1号、3号、5号及び6号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件会議は、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）の下、我が国における秘密保全のための法制の在り方について有識者から意見を頂くことを目的に、平成23年1月4日付けの検討委員会委員長決定により開催することとされたものである。

なお、検討委員会は、秘密保全のための法制の在り方を検討することを目的として、内閣官房長官を委員長として、平成22年12月7日の内閣総理大臣決裁により開催することとされたものである。

イ 本件会議は、5名の有識者の委員（以下「委員」という。）により構成され、平成23年1月5日ないし平成23年6月10日の間に6回にわたり開催され、第1回ないし第5回会議において個別の論点について議論を重ね、第6回会議において報告書案についての検討を行った。

ウ 本件会議の庶務は内閣官房が担当しており、本件対象文書のうち報告・供覧文書は、外務省において、本件会議に同席した同省担当者が各会合の概要につき、同省内で情報共有することを目的として会議終了後に作成したものであり、配布資料は、各会合の際に資料として配布されたものである。

エ 本件会議については、本件対象文書の他に各々の会合が開催される前に配布資料について内閣官房から協議を受けていたほか、報告書案についても内閣官房から意見を求められ、それぞれ回答を行ったが、これらの協議及び回答に係る文書については、報告書案への外務省意見に係る決裁書を除き、各々資料が確定次第廃棄した。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件会議の位置付け及び本件対象文書の作成目的及び入手方法については諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりと認められる。

しかしながら、外務省は本件対象文書以外に報告書案への外務省意見に係る決裁書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省職員の氏名及び内線番号について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、外務省情報防護対策室職員の姓及び内線番号が記載されている。

ア 外務省職員の姓について

文書2及び文書3の各1頁の主管欄、文書4ないし文書6の各1頁の起案者名並びに文書4の1頁下から12行目及び文書5の1頁下から13行目に掲げる不開示部分については、当該部分を公にすることにより、秘密保全に係る法制の在り方の検討について外務省で担当していた者の姓が明らかとなり、情報保全業務に係る外部からの情報収集等に支障を来すなど、情報保全に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 内線番号について

当該部分は、外務省における情報保全業務に関わる職員の内線番号であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 有識者委員の氏名について

別表の番号2欄に掲げる不開示部分及び文書6の2頁32行目の右から1文字目ないし33行目左から3文字目の不開示部分には、本件会議の委員の氏名が記載されている。

当審査会事務局職員をして、首相官邸ホームページを確認させたところ、第1回会議の議事要旨には、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された。」と記載されており、各回の議事要旨には、発言者名の記載はないことが認められた。

本件会議において秘密保全のための法制の在り方について検討していたことを考慮すると、当該部分は、これを公にすることにより、特定の委員の意見内容が明らかとなり、非公開との前提で発言を行っていた有識者との信頼関係が損なわれ、同種の会議における有識者の意見交換に支障を来すなど、有識者会議に係る、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 有識者委員の発言部分について

別表の番号3欄に掲げる不開示部分（諮問庁が上記第3の2（別紙）

で開示するとされている部分及び文書6の2頁32行目の右から1文字目ないし33行目左から3文字目の不開示部分を除く。)には、今後の我が国における秘密保全法制の在り方等に関し、本件会議が非公開で開催されていることを前提とした有識者らによる率直な意見交換の内容が記載されている。

当審査会事務局職員をして、首相官邸ホームページを確認させたところ、第1回会議の議事要旨には、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された。」と記載されており、各回の議事要旨には、発言者名の記載はないことが認められた。

本件会議において秘密保全のための法制の在り方について検討していたことを考慮すると、当該部分は、これを公にすることにより、特定の有識者の暫定的な意見内容が明らかとなり、有識者の率直な意見交換に支障を来すか又は原処分時点において、秘密保全法制に関する政府部内の考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 我が国の秘密取扱者適格性確認制度に関する情報について

別表の番号4欄に掲げる部分には、我が国における本件開示請求当時の秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府全体の秘密保全態勢、能力等が推察され、各行政機関の職員等から不正に情報を入手しようとする外国情報機関等による情報収集活動を容易にしめするなど、我が国政府全体の秘密保全に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 他国の情報保全制度に関する情報について

別表の番号5欄に掲げる部分には、特定国におけるセキュリティ・クリアランス制度の具体的な内容が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、特定国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示

とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 1 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、報告書案への外務省意見に係る決裁書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

| 番号 | 文書 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 |
|----|------|---|---|
| 1 | 文書 2 | 1 頁（主管欄） | 情報防護担当職員の氏名等については，公にすることにより，政府の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため，法 5 条 6 号に該当し，不開示とした。 |
| | 文書 3 | 1 頁（主管欄） | |
| | 文書 4 | 1 頁（起案者名，内線番号及び下から 1 2 行目） | |
| | 文書 5 | 1 頁（起案者名，内線番号及び下から 1 3 行目） | |
| 2 | 文書 1 | 1 頁（有識者会合記録欄の 9，10，19，24，26，32 及び 34 行目の左端括弧内） | 個人に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利を害するおそれがあるとともに，有識者との信頼関係が損なわれ，政府の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため，法 5 条 1 号及び 6 号に該当し，不開示とした。 |
| | 文書 2 | 2 頁（13，21，26 及び 30 行目の左端括弧内） 3 頁（2，6，9，11，13，16，20，24 及び 26 行目の左端括弧内） | |
| | 文書 3 | 2 頁（6，9，13，16，18，20，23，24，25，26，29，32，33，36，40，42，46 及び 48 行目の左端括弧内） 3 頁（2，8，13，16，21，26，30，35，37，43 及び 46 行目の左端括弧内） 4 頁（2，5，7，12 及び 15 行目の左端括弧内） | |
| | 文書 4 | 2 頁（7，10，15，17，31，34，36，38，40 及び 42 行目の左端括弧内） 3 頁（3，6，7，9，12，16，19，22，24，26，30，31，35 | |

| | | | |
|---|------|--|--|
| | | 及び 37 行目の左端括弧内) | |
| | 文書 5 | 2 頁 (17, 24, 28, 31 及び 35 行目の左端括弧内) 3 頁 (1, 6, 12, 16, 18, 21, 24, 28 及び 30 行目の左端括弧内) | |
| | 文書 6 | 2 頁 (11, 13, 16, 18, 20, 21, 25, 28, 30 及び 32 行目の左端括弧内) 3 頁 (3 行目の左端括弧内) | |
| 3 | 文書 1 | 番号 2 以外の不開示部分 | 法律成立後も、重層的、連続的に検討されている情報保全全般に関する率直な意見交換が記載されており、公にすることにより、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を生じさせるおそれや、有識者による率直な意見の表明が不当に損なわれ、政府における会議の運営等に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 5 号及び 6 号に該当し、不開示とした。 |
| | 文書 2 | 番号 1 及び 2 以外の不開示部分 | |
| | 文書 3 | 番号 1, 2, 4 及び 5 以外の不開示部分 | |
| | 文書 4 | 番号 1 及び 2 以外の不開示部分 | |
| | 文書 5 | 番号 1 及び 2 以外の不開示部分 | |
| | 文書 6 | 番号 1 及び 2 以外の不開示部分 | |
| 4 | 文書 3 | 3 頁 (22 及び 23 行目) | 現行の秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 6 号に該当し、不開示とした。 |
| 5 | 文書 3 | 20 頁 (下から 3 番目の枠) | 当該国が公表していないセキュリティ・クリアランス |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>制度の具体的内容が記載されており，公にすることにより，当該国との信頼関係が損なわれるおそれがあり，また，政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため，法5条3号及び6号に該当し不開示とした。</p> |
|--|--|--|---|

別紙

開示可能な部分

1 文書 1

1 頁の枠内の下から 5 行目及び 6 行目（ただし括弧内を除く）

2 文書 2

- (1) 1 頁の枠内の下から 2 行目 2 文字目ないし 1 8 文字目
- (2) 2 頁の 2 1 行目ないし 2 4 行目（ただし， 2 1 行目の括弧内を除く部分）
- (3) 3 頁の 6 行目， 7 行目， 1 1 行目ないし 1 4 行目（ただし， 左端括弧内を除く部分）及び 2 6 行目 1 2 文字目ないし 2 6 文字目

3 文書 4

- (1) 1 頁の下から 2 行目， 3 行目及び 5 行目
- (2) 2 頁の 7 行目ないし 2 5 行目（ただし， 左端括弧内及び 1 0 行目 6 文字目ないし 2 4 文字目を除く部分）， 3 2 行目の 1 6 文字目ないし 3 3 行目
- (3) 3 頁の 1 2 行目ないし 1 5 行目（ただし， 括弧内を除く部分）， 2 2 行目（ただし， 括弧内を除く部分）， 2 4 行目ないし 2 6 行目（ただし， 括弧内を除く部分）， 2 9 行目ないし 3 3 行目及び 3 5 行目ないし 3 7 行目（ただし， 括弧内を除く部分）

4 文書 5

- (1) 1 頁の下から 9 行目
- (2) 2 頁の 9 行目ないし 1 2 行目， 1 7 行目ないし 2 0 行目及び 2 4 行目ないし 2 9 行目（ただし， 左端括弧内の部分を除く部分）
- (3) 3 頁の 1 行目ないし 1 1 行目（ただし， 左端括弧内を除く部分）

5 文書 6

2 頁及び 3 頁（ただし， 左端括弧内及び 2 頁の 3 2 行目の右から 1 文字， 3 3 行目の左から 3 文字を除く不開示部分）（注）

（注）補充理由説明書 2（第 3 の 2（2））における文書 6 に関する記述に係る訂正を反映させたもの。